R03-05　２０２１年度版 農業者年金 加入推進用リーフレット（４頁）　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| ２ | 農業者なら広く加入できます | ・「脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます」を追加 |
| ２ | 保険料の額は自由に決められます | ・「※保険料の国庫補助を受ける場合（政策支援加入）、保険料は月額２万円に固定されます」を追加 |
| ２～３ | 担い手積立年金 | ・「担い手積立年金」→「農業者年金」に名称統一 |
| ３ | 保険料の国庫補助の要件 | ・認定農業者（令和２年４月から実施された国・都道府県認定を含む）を追加 |
| ４ | 年金額の試算 | ・試算金額を更新 |
| ４ | 令和４年以降、農業者年金制度が改正されます | （新 規）  令和４年から農業者年金制度が改正されます  ポイント① 35歳未満で要件を満たす方は、通常加入の保険料の納付下限額が２万円から１万円に引き下げられます（令和４年１月１日以降）  ポイント② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和４年４月１日以降）  ※昭和32年４月２日以降に生まれた方が対象  ポイント③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和４年５月１日以降） |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。